

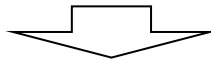
令和2年度からの学校図書館の運営について

新学習指導要領において学校図書館の機能の充実が求められていることから、令和2年4月1日に開設する港区立教育センター内に、港区立小中学校の学校図書館を支援する「学校図書館支援センター機能」を付加します。

1 港区立学校図書館における3つのセンター機能の充実

【これまでの学校図書館】

豊かな読書活動を目指して、読書センター機能の充実を図ってきた。



【令和2年度からの学校図書館】

- (1) 読書センター機能…これまで取り組んできた読書活動の充実のほか、小中一貫教育を意識した読書活動を推進します。
- (2) 学習センター機能…主体的な学習を行うことができる環境づくりを推進します。
- (3) 情報センター機能…情報リテラシーを育む学習の計画、提案を行います。
学校図書館の「3つのセンター機能」(読書センター、学習センター、情報センター)を充実させることで、主体的・対話的で深い学びを実現します。

2 実施体制

(1) 港区立教育センター

学校図書館支援アドバイザーの配置(令和2年度から令和4年度まで)

学校図書館に造詣が深い退職校長が、各小中学校を巡回し、学習指導要領に則った各校の学校図書館の運営体制が確立できるよう、学校図書館長(校長)や図書担当教諭、学校司書に対して巡回指導や支援を行います。

(2) 各小中学校

ア 名称の統一と学校図書館長の配置

各小中学校の図書館の名称を「学校図書館」に統一して、校長を「学校図書館長」として配置します。

イ 学校司書の配置(※)

各小中学校に学校司書を1名配置します。学校司書は、学校図書館運営の専門的・技術的職務を担います。

(主な業務)・学校図書館運営計画作成の補助 ・選書候補の作成
・蔵書点検 ・図書館だよりの作成等

ウ 学校図書館支援員の配置(※)

各小中学校に学校図書館支援員を1名～2名配置します。学校図書館支援員は、司書教諭や学校司書の補佐を行い、学校図書館の運営を担います。

(主な業務)・ 図書の貸し出し、返却 ・ 環境整備 ・ 読み聞かせ
・ 蔵書点検の補助 ・ 新聞記事の整理等

※学校司書と学校図書館支援員は、同一事業者に業務委託することにより、学校図書館運営業務を担う職員の指示命令系統を一本化します。

(3) 港区立図書館との連携の強化

港区立図書館が、各学校図書館への支援として、全体計画、指導計画に合わせた書籍・資料の提供、講師の紹介、調べる学習コンクールへの支援を行います。

(4) 学校図書館運営事業の充実

学校図書館支援センター検討会議及び学校図書館運営関係者協議会を定期的開催し、学校図書館運営事業のよりよい在り方について検討を続けます。

ア 学校図書館支援センター検討会議

(出席予定者)・ 担当校長 (小学校 1 名、中学校 1 名)
・ 区教育研究会国語図書部会 代表教員
・ 学校図書館支援アドバイザー ・ 担当指導主事
・ 業務委託事業者 ・ 学校司書、学校図書館支援員の代表者

イ 学校図書館運営関係者協議会

(出席者)・ 担当校長 (小学校 1 名、中学校 1 名)
・ 学校図書館支援アドバイザー・ 図書担当教諭 (各小中学校)
・ 学校司書 ・ 学校図書館支援員
(予定内容)・ 講義「これからの港区立学校図書館運営について」
・ ワークショップ ・ 情報交換等

3 令和4年度までの学校図書館の3年間の計画

(令和2年度) 学校図書館運営の準備、計画

・ 学校図書館運営委員会の設置 ・ 学校図書館運営計画の策定等

(令和3年度) 学校図書館運営の充実、見直し

・ 学校図書館支援アドバイザーの助言を基にした計画の見直し等

(令和4年度) 学校図書館運営体制の確立

・ 学校司書、学校図書館支援員と連携した小中一貫教育の推進等

学校図書館、学校図書館支援センター、港区立図書館が連携を強化し、学校図書館の充実を図ります。

4 今後のスケジュール (予定)

令和2年4月 1日 (水)	学校司書、学校図書館支援員の各学校への配置
4月 中旬	学校図書館支援センター検討会議
4月28日 (火)	第1回学校図書館運営関係者協議会
10月8日 (木)	第2回学校図書館運営関係者協議会